

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 規 則

### ページ

- 北九州市計量法施行細則及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに  
対する緊急措置に関する法律第 5 条第 3 項の身分証明書を定める規則  
の一部を改正する規則【総務市民局安全・安心推進部消費生活センタ  
ー】 4

### ◇ 告 示

- 令和 7 年 6 月北九州市議会定例会の招集【総務市民局総務部総務課】 5
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づく  
り部地域振興課】 6
- 令和 7 年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査【都市整備局総務用地  
部総務課】 7
- 出納員の事務の委任【会計室】 8

### ◇ 公 告

- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【都市戦略  
局指導部建築指導課】 9

### ◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局運輸サービス課】 1 0

### ◇ 公営競技局

- 特定調達契約の相手方の決定（3 件）【公営競技局ボートレース事業  
課】 1 3

◇ 教育委員会

- 北九州市立思永中学校温水プール管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学校支援部施設課】

16

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市計量法施行細則及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項の身分証明書を定める規則の一部を改正する規則

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和7年6月1日から施行することにしました。

北九州市計量法施行細則及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項の身分証明書を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第41号

北九州市計量法施行細則及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項の身分証明書を定める規則の一部を改正する規則

(北九州市計量法施行細則の一部改正)

第1条 北九州市計量法施行細則(昭和43年北九州市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項の身分証明書を定める規則の一部改正)

第2条 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項の身分証明書を定める規則(昭和49年北九州市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の様式裏中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

北九州市告示第 2 5 7 号

令和 7 年 6 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 期日 令和 7 年 6 月 5 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市告示第 2 5 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 5 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

清田四丁目町内会

2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 代表者の氏名 | 代表者の住所                  |
|--------|--------|-------------------------|
| 変更前    | 松浦 豊   | 北九州市八幡東区清田四丁目 6 番 6 号   |
| 変更後    | 稲田一夫   | 北九州市八幡東区清田四丁目 1 8 番 5 号 |

3 主たる事務所の変更

| 変更前後の別 | 主たる事務所の所在地              |
|--------|-------------------------|
| 変更前    | 北九州市八幡東区清田四丁目 6 番 6 号   |
| 変更後    | 北九州市八幡東区清田四丁目 1 8 番 5 号 |

4 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市告示第 2 5 9 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、令和 7 年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査を行うので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 福岡県知事により令和 7 年度地籍調査事業計画が定められた年月日  
令和 7 年 5 月 2 3 日

2 調査を実施する者の名称  
北九州市

3 調査地域

|      |                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 小倉南区 | 中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、大字吉田、沼南町二丁目及び沼本町四丁目の各一部  |
| 八幡西区 | 本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、大字本城及び力丸町の各一部 |

4 調査期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 6 0 号

次の表の第 1 欄に掲げる日から、同表の第 2 欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、当該事故のある期間、同表の第 3 欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第 4 欄に掲げる事務を委任させる。

令和 7 年 5 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

|                     |                          |                             |                                                         |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 6 月<br>1 0 日 | 教育委員会<br>中央図書館<br>運営企画課長 | 教育委員会<br>中央図書館運営<br>企画課庶務係長 | 区会計管理者の命を受けてつかさどる当該課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務 |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------|



北九州市公告第 3 7 4 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 8 条第 2 項ただし書の規定による許可の申請の提出に伴い、同条第 1 5 項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第 1 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 建築物の建築計画

（1）申請者

北九州市若松区大字頓田 5 9 4 番 4

学校法人顕照寺学園 顕照寺朝日ヶ丘幼稚園

園長 岩佐英男

（2）敷地の位置

北九州市若松区大字畠田 8 9 3 番 5

（3）用途地域

第二種低層住居専用地域

（4）建築物の主要用途

独立の自動車車庫

（5）許可部分用途

独立の自動車車庫

（6）工事種別

新築

2 意見の聴取の期日

令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 2 時から

3 意見の聴取の場所

北九州市若松区鴨生田二丁目 1 番 1 号

北九州市立島郷市民センター 会議室 3

## 北九州市交通局公告第 20 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 29 日

北九州市交通局長 白石 基

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び台数

乗合自動車（E V バス） 1 台

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日

#### (4) 納入場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

北九州市交通局若松営業所

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年6月18日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### （１） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局運輸サービス課

イ 期間 この公告の日から令和7年7月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月8日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

（４） 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年6月18日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市交通局運輸サービス課に提出しなければならない。

（５） 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年7月7日午後5時までに必着のこと。

##### （６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和7年7月8日午後2時

#### 5 その他

##### （１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### （２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程におい

て準用する契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格がない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局運輸サービス課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

電話 093-771-8412

6 Summary

(1) Product and Quantity

Bus (the Electric Vehicle specification)

Quantity: 1 unit

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., July 8, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., July 7, 2025

(4) For further information, please contact:

Transport Services Section, Transportation Bureau,

City of Kitakyushu

3-1 Higashikoishimachi, Wakamatsu-ku, Kitakyushu-city 808-0017

Japan TEL 093-771-8412

## 北九州市公営競技局公告第 13 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 30 年北九州市公営競技局管理規程第 11 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 29 日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

- 1 特定役務の名称及び数量  
トーターシステム保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課  
北九州市若松区赤岩町 13 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
日本トーター株式会社  
東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
- 5 契約金額  
月額 1,283 万 7,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公営競技局公告第 1 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 3 0 年北九州市公営競技局管理規程第 1 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

北九州市公営競技局長 春 日 伸 一

- 1 特定役務の名称及び数量  
ボートレースチケットショップ北九州メディアドーム運営業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課  
北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
日本トーター株式会社  
東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号
- 5 契約金額  
月額 1, 0 5 6 万 8, 8 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公営競技局公告第 15 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 30 年北九州市公営競技局管理規程第 11 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 29 日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

- 1 特定役務の名称及び数量  
ボートレース若松外向発売所運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課  
北九州市若松区赤岩町 13 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
日本トーター株式会社  
東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
- 5 契約金額  
月額 2,040 万 5,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市立思永中学校温水プール管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 7 号

北九州市立思永中学校温水プール管理規則の一部を改正する規則

北九州市立思永中学校温水プール管理規則（平成 2 1 年北九州市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 9 条とし、第 4 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者の指定の申請に係る事項の公表）

第 5 条 教育長は、プールについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第 6 条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号）第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 定款又はこれに準ずるものの謄本
- （ 2 ） 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- （ 3 ） 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- （ 4 ） 事業計画書に係る収支見積書
- （ 5 ） 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第 7 条 教育長は、プールについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するプールの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 3 1 日までに教育長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。